

=====
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/1/20 号 (No. 616)
=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監管総局、「公平競争審査条例」実施細則の制定を加速 (国家市場監管総局公式サイト 2025年1月8日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、「專利・商標代理サービスに係る政府調達の需要基準（試行）」を公表(国家知識産権網 2025年1月10日)
2. 国家知識産権局、専利・商標代理契約書ひな形とガイドラインを発表(国家知識産権網 2025年1月10日)
3. 全国知識産権局長会議が北京で開催 2025年の重点課題を策定(中国政府網 2025年1月8日)
4. 「市場監督管理分野における知的財産権案件の事由規定（試行）」が公布(国家市場監管総局公式サイト 2025年1月8日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 上海市、重点商標保護リストを更新=「スターバックス」など国内外の著名商標を保護(中国知識産権報 2025年1月10日)
2. 江蘇省、大学特許産業化を推進する17の具体策を発表(中国政府網 2025年1月6日)

【華南地域】

3. 広東と香港、知的財産権分野で新たな協力計画を締結(広東省政府公式サイト 2025年1月3日)

○ 司法関連の動き

1. 深セン市、行政と司法の連携強化=知財保護で新たな協力体制を構築(国家知識産権網 2025年1月7日)
2. 全国で知財民事事件を管轄する下部裁判所は558カ所に(中国保護知識産権網 2025年1月7日)
3. 最高人民法院、科学技術イノベーション分野での典型事例8件を公表(最高人民法院公式サイト 2025年1月6日)
4. 福建省福州、知財分野の重大な違法者に共同懲戒を実施(中国保護知識産権網 2025年1月2日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家市場監督管理総局、2024年に営業秘密侵害案件を120件処理(中国保護知識産権網 2025年1

月 9 日)

【華北地域】

2. 北京警察、知財分野での犯罪取り締まり強化 200 件超を摘発(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 10 日)

【華東地域】

3. 上海市場監督管理局、「知的財産保護」特別行動の典型的な事例を公表(上海市市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2025 年 1 月 7 日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 外資導入が過去最高を記録=R&D やイノベーション分野への投資加速(中国政府網 2025 年 1 月 10 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 北京亦荘の企業、PCT 国際特許出願で全国首位を維持(北京市政府公式サイト 2025 年 1 月 13 日)
2. 浙江省、企業創造力ランキングトップ 100 を発表=特許登録数と革新力が増加(国家知識産権戦略網 2025 年 1 月 6 日)

○ 統計関連

1. 昨年 1~11 月、全国の知的財産権使用料の輸出入総額が 3564 億元(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 9 日)
2. 2023 年の著作権産業付加価値が 9.38 兆元 対 GDP 比が 7.44%(中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 31 日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監管総局、「公平競争審査条例」実施細則の制定を加速 ★★★

中国国家市場監督管理総局 (SAMR) の繆丹副司長は 1 月 7 日、国家発展改革委員会が主催した記者会見で、「公平競争審査条例」の実施細則を早期に制定し、統一された公平競争制度の維持を図る方針を明らかにした。

「公平競争審査条例」は 2024 年 8 月 1 日に正式施行され、事業者の経済活動に関連する法律、行政規則、地方規則、規章、規範性文書および具体的な政策措置の起草時に、公平競争審査の実施を義務付けている。これにより、統一市場と公平競争を妨げる可能性のある政策の事前評価が制度化された。

SAMR はこれに対応し、「公平競争審査通報処理作業規則」を策定した。これに基づき、公平競争審査に関する通報を統一的に受け付けるメカニズムと対応体制を構築した。全国の各級市場監督管理局は、通報受理のための電話番号、郵送先、電子メールアドレスを社会に公開している。また、「公平競争審査抜き取り検査作業規則」を制定し、2024 年には抜き取り検査を実施した。この検査により、統一市場や公平競争を妨げる政策措置を迅速に整理・廃止している。

次の段階として、SAMR は「公平競争審査条例」の実施細則を早急に制定し、審査基準をさらに詳細化する計画である。これにより、審査責任の明確化と各地方や部門における条例の徹底的な実施を促進し、統一された公平競争制度の維持を強化する方針である。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2025 年 1 月 8 日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_ec6bc315d3244f229c38cb669d5f7840.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、「専利・商標代理サービスに係る政府調達の需要基準（試行）」を公表★★★ ★

中国国家知識産権局（CNIPA）が 1 月 10 日、公式ウェブサイトにおいて「専利・商標代理サービスに係る政府調達の需要基準（試行）」を発表した。この基準は、調達担当者が参考として使用できるよう公開されたものである。

本基準は、国家知識産権局が財政部と共同で策定したものであり、「政府調達制度改革の深化に関する方針」の関連要求を実施すること、ならびに「専利活用推進特別行動計画（2023～2025 年）」（国弁發〔2023〕37 号）の業務展開に対応することを目的としている。

基準は、△使用説明、△調達プロジェクト、△サービス内容および品質基準、△専利・商標代理機関および人員要件、△ビジネス要件、△実施すべき政府調達政策、△履行評価の参考基準の七つの部分から構成されている。

この基準は、政府調達における専利・商標代理サービスの質を向上させるための具体的な指針として設計されており、サービスの透明性と信頼性を高めることが期待されている。

なお、本基準に関する意見や提案がある場合は、財政部国庫司（Email: czbgszfcgglc@163.com）に電子メールで送付することができる。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 10 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/10/art_75_197118.html

★★★2. 国家知識産権局、専利・商標代理契約書ひな形とガイドラインを発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は先日、公式ウェブサイトにおいて「専利代理委託契約書ひな形」と「商標代理委託契約書ひな形」、さらにそれぞれのひな形に基づく締結ガイドラインを公表した。

これらの代理委託契約ひな形は、2024 年 9 月 24 日に社会から意見を広く募ったものである。専利および商標代理業務をより適切に指導・規範化し、委託者と代理機構の双方の合法的権益を保護する

とともに、代理業界の高品質な発展を促進する目的で、国家知識産権局が中華全国専利代理師協会および中華商標協会と共同で策定したものである。

契約書のひな形は、専利と商標は基本的に統一された構成となっており、具体的には、以下の 12 項目が含まれている：前文、委託事項、甲（委託者）の権利および義務、乙（代理者）の権利および義務、秘密保持義務、作業期間、料金、双方の明確な共通認識、違約責任、その他の取り決め、紛争解決方法、契約の期間および解除、契約の効力発生・変更・終了。ひな形は、代理業務に共通する事項に対応する定型条項を設ける一方で、作業期間や紛争解決方法など、個別のニーズに応じて双方が合意の上で取り決める必要がある条項にも配慮して、設計されている。

一方、ガイドラインは 13 項目から構成されており、その位置付けや活用方法を説明した上で、ひな形に含まれる各条項について具体的な解説を行っている。さらに、条項の意義や注意点についても言及しており、契約書の実行性を高めるための指針となっている。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 10 日)

http://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/10/art_75_197116.html

★★★3. 全国知識産権局局長会議が北京で開催 2025 年の重点課題を策定★★★

1 月 7 日、全国知識産権局局長会議が北京で開催され、2024 年の知的財産権に関する取り組みが総括され、現状の分析とともに 2025 年の重点課題が策定された。改革の全面的な深化を突破口に、知的財産強国の実現をさらに推進することが目指されている。国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は、活動報告を行った。

申局長は、昨年の知的財産制度の整備、審査の質と効率の向上、知的財産の活用促進、保護強化、公共サービスの最適化、国際協力の深化と拡大などの分野での成果を総括した。また、2025 年の重点課題として、法制度の整備、審査効率のさらなる向上、特許活用促進プロジェクトの実施をはじめとする 9 つの取り組みが明らかにされた。

会議では、北京、天津、遼寧、上海、江蘇、浙江、湖北、湖南、陝西の 9 地域から知識産権局の代表者が発言し、知的財産分野における全面的な改革深化などの議題について、出席者が活発に議論を交わした。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 8 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_6997138.htm

★★★4. 「市場監督管理分野における知的財産権案件の事由規定（試行）」が公布★★★

1 月 8 日、中国国家市場監督管理総局（SAMR）は、国家知識産権局（CNIPA）と共同で制定した「市場監督管理分野における知的財産権案件事由規定（試行）」の全文を公表した。

案件事由は、案件名称の中核を成す要素であり、当事者の違法行為の性質を的確に反映するものである。知財権行政法執行分野において案件事由制度を確立することは、執行行為の標準化、効率の向上、そして知財権保護の強化に寄与する重要な措置であるとされる。

「案件事由規定」は大きく 2 つの部分に分かれており、本文部分では全 9 条にわたり規定の制定目

的、適用主体、適用範囲、そして事由の適用ルールが明確に示されている。案件事由は第一級事由、第二級事由、第三級事由の3段階に分類されており、下位の事由は上位の事由をより細かく規定する形となっている。

さらに「規定」には全10条の本文に加え、付属文書が含まれている。この付属文書では、市場監督分野における知的財産権案件の事由を10の大分類と98の具体的な事由に分類している。具体的には、△商標一般使用類（13項目）、△商標侵害類（12項目）、△商標出願代理類（24項目）、△商標印刷類（8項目）△団体商標および証明商標管理類（6項目）、△地理的表示類（6項目）△特殊標章およびオリンピック標章類（7項目）△専利使用類（8項目）△専利出願代理類（12項目）△その他類（2項目）である。

（出典：国家市場監管総局公式サイト 2025年1月8日）

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2025/art_44ab94682af94fa78b9249aa4dabab90.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 上海市、重点商標保護リストを更新＝「スターバックス」など国内外の著名商標を保護★★★ ★

上海知識産権局は先日、「第16回上海市重点商標保護リスト」を発表した。このリストには、「スターバックス」の图形商標、「ヴァセリン」、「太太樂」など、国内外企業が保有する高い知名度を持つ登録商標が新たに追加された。これにより、重点保護対象となる商標の総数は1176件に達した。

今回発表された重点商標保護リストは、以下の三つの特徴が際立っている。一つ目は、老舗ブランドの保護強化である。二つ目は、外国企業の高知名度商標に対する保護が一層強化された点である。三つ目は、商標保護の対象となる産業が広がったことである。

上海市の重点商標保護制度はこれまで、商標の悪意ある登録への取り締まり、地域協力を通じた保護強化、商標の海外における権利保護、さらに侵害行為の監視など、迅速かつ効果的な対応を実現してきた。これにより、商標権の侵害を抑止するとともに、知的財産保護のモデルケースとしての役割を果たしている。

（出典：中国知識産権報 2025年1月10日）

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2025-01-10&pageIndex=6&cid=1&articleId=0902b1d8-822a-4402-80da-c44d0efd6f9b&articleIndex=4&pageId=4415db72-3b76-48c5-af42-8011a6fef95b>

★★★2. 江蘇省、大学の特許産業化を推進する17の具体策を発表★★★

全国の大学における地域技術移転・転化センターの構築を支援するため、江蘇省知識産権局、省教育厅、省科学技術庁、省工業情報化庁、省金融監督管理局は、「大学特許の転化・活用効果向上させるための若干措置」を共同で発表した。

「若干措置」では、△特許供給の質と効果を高め、高品質な大学知財運営センターを構築すること△幅広いマッチング活動を実施し、企業と大学の連携モデルを多様化すること△企業と大学間の情

報の壁を打破するための情報交流チャネルを整備すること▽さまざまなサービス機関の大学特許転化への参加を奨励すること▽特色ある人材の育成を強化すること一の 5 つの分野にわたる 17 の具体的な取り組みを通じて、大学特許の産業化を推進する方針が示されている。

現在、江蘇省知識産権局は、全省の大学や研究機関が保有する 16 万 1000 件の特許の棚卸し作業を完了し、2 万 5000 社の中小企業に対し、関連する特許技術の購読や選定、評価を促進する取り組みを行なっている。また、25 の大学・研究機関および 25 の産業パークに知財運営センターを設置し、大学と企業のマッチングサービスを正確に実施する取り組みを進めている。昨年 1 月から 11 月までの間、江蘇省全体で特許譲渡・許諾件数は 7 万 8100 件に達し、前年比 45.18% の増加を記録した。そのうち、大学・研究機関が譲渡・許諾した特許は 9336 件で、前年比 36.27% の増加となった。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 6 日)

https://www.gov.cn/lianbo/difang/202501/content_6996462.htm

【華南地域】

★★★3. 広東と香港、知的財産権分野で新たな協力計画を締結★★★

広東省市場監督管理局の発表によると、粵港（広東・香港）知的財産保護協力専責グループはこのほど、「粵港知的財産権協力計画（2024～2025 年）」に署名した。

専責グループは 2003 年 8 月に設立された仕組みであり、広東側は広東省市場監督管理局（知識産権局）、版権局、公安庁、商務庁、および税関総署広東分署が構成メンバーである。一方、香港側は香港知識産権署と香港税關が参加している。

新たな協力計画は 2024 年から 2025 年にかけて実施される新年度の知財協力プロジェクトを具体化したものである。この計画では、▽世界一流的ベイエリア建設、▽製造業および新型工業化の推進、▽地域間の調和ある発展、▽優れたイノベーション環境とビジネス環境の構築、▽知財文化の定着という 5 つの重点分野が掲げられている。これに基づき、イノベーション促進のための知財協力の強化や、重点地域での知財改革の先行モデル構築、さらに重大イベントの共同開催などが計画されている。

2023 年には、専責グループのメンバーが緊密に連携し、20 件の協力プロジェクトを完了させ、地域全体の知財発展に寄与した。設立以来、同グループは累計 455 件の協力プロジェクトを推進しており、広東・香港両地域の知財発展を力強く支えてきた。

(出典：広東省政府公式サイト 2025 年 1 月 3 日)

http://www.gd.gov.cn/zwgk/zdlyxxgkzl/zscq/content/post_4644337.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 深セン市、行政と司法の連携強化＝知財保護で新たな協力体制を構築★★★

深セン市知識産権局と深セン市中級人民法院は、専利権（特許、実用新案、意匠）行政確定と民事訴訟手続の連携強化を目的とした「協調審理メカニズム」の構築に合意し、協力覚書を締結した。

この覚書は、最高人民法院と国家知識産権局（CNIPA）が共同で発表した「知的財産権の協同保護強化に関する意見」を具体化するための重要な施策である。その目的は、迅速かつ効率的な知的財産

権保護のための協同メカニズムを構築し、行政確定と民事訴訟手続の調整を図ることである。

覚書では、「協調審理メカニズム」の基本目標を明確にした上で、情報共有の仕組み、協調審理活動の規程、および協力の要件という三つの側面から具体的な施策が講じられている。これにより、行政機関と司法機関がそれぞれの専門性を發揮し、技術事実の共同調査を通じて専利関連の民事紛争の審理を迅速化するとともに、紛争解決の効率化と知的財産権保護の向上を目指して連携を強化することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025年1月7日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/7/art_57_197076.html

★★★2. 全国で知財民事事件を管轄する下部裁判所は558カ所に★★★

最高人民法院民事第三法廷の李劍廷長は、1月6日の記者発表会において、裁判所がどのように制度と仕組みを構築し、イノベーション駆動型発展戦略の実施を支援しているかについて紹介した。

李廷長によると、知的財産権に関する専門的な裁判体制は、数十年にわたる発展を経て、専門化された裁判の枠組みが形成されているという。最高人民法院の知的財産権法廷が牽引役を果たし、4つの知識産権法院が模範となっている。また、30の地方裁判所における知的財産権法廷が主要な役割を担い、さらに各級裁判所の知的財産権法廷が支える体制が整備されている。現在、知的財産権民事事件を管轄する下部裁判所は全国で558カ所に達しており、知的財産権事件の管轄体制はさらに最適化されている。

記者発表会では、知的財産権裁判の専門性向上に向けた成果も紹介された。2018年以来、最高人民法院は知的財産権に関する司法解釈や規範的な文書を26件制定し、知的財産権に関する指導的事例を18件発表した。また、700件以上の知的財産権に関する判例が人民法院の判例データベースに収められており、これにより法律適用の基準が明確化され、裁判基準の統一が進められている。

(出典：中国保護知識産権網 2025年1月7日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202501/1989935.html>

★★★3. 最高人民法院、科学技術イノベーション分野での典型事例8件を公表★★★

1月6日、最高人民法院が「高品質な裁判サービスを通じて科学技術イノベーションを保障するための意見」と、科学技術イノベーションに関連する典型的な事例8件を発表した。これらの事例は、技術成果の権利帰属を法的に確定すること、国内外の当事者の利益を平等に保護すること、権利侵害に対する賠償基準を明確化すること、退職後の情報漏洩行為を厳しく取り締まること、さらには侵害停止を命じる新たな手段を模索することなど、多角的な取り組みを示している。

以下は、発表された8件の事例の概要である。

事例1：バイオ医薬分野の革新成果を法的に保護し、科学者精神を推進 — 「非侵襲的出生前診断」特許の権利付与に関する事件

事例2：国内外の当事者の利益を平等に保護し、科学技術イノベーションの法治化・国際化された市場環境を整備 — 「エンザルタミブ」特許無効行政事件

事例 3：集積回路配置図設計の独創性を法的に認定し、企業の誠実かつ秩序ある競争の促進 — 「リチウム電池充電器」の集積回路配置図設計権侵害事件

事例 4：伝統的な薬材の技術秘密を法的に認定し、漢方薬のイノベーションを促進 — 「多糖レンチナン」技術秘密侵害案件

事例 5：「グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）」の意匠権を法的に保護し、インターネット産業の革新発展を促進 — 「グラフィカルユーザーインターフェース（GUI）」意匠権侵害事件

事例 6：アルゴリズムが営業秘密として法的に保護され、新型知的財産権に関する裁判基準の模索 — 「インテリジェント検索アルゴリズム」の営業秘密侵害事件

事例 7：「厳格な保護」と「高額な賠償」でイノベーションを守る — 「新エネルギー自動車シャーシ」の技術秘密侵害事件

事例 8：企業のコア技術を保護し、退職後の情報漏洩行為を厳格に取り締まる — 「龍某世界」ソースコードの技術秘密侵害事件

(出典：最高人民法院公式サイト 2025年1月6日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/452031.html>

★★★4. 福建省福州、知財分野の重大な違法者に共同懲戒を実施★★★

先日、福建省福州市中級人民法院（地方裁判所）の指導の下、鼓楼区人民法院は台江区市場監督管理局および閩侯県市場監督管理局に「司法建議書」を送付し、発効した刑事判決で認定された重大な違法行為の責任主体に対し、共同懲罰を実施するよう提案した。この取り組みは、福州市中級人民法院と市場監督管理局が締結した「知的財産権分野における重大な違法・信用喪失リストの協同管理と権利侵害違法情報の共有に関する覚書」に基づいて行われたものである。

これを受け、両市場監督管理局は関係する市場主体を重大違法・信用喪失リストに掲載し、その実施期間を 1 年間と定めた。また、国家企業信用情報公示システムを通じて情報を公示するとともに、適切な管理措置を講じた。

今後、福州市中級人民法院は市場監督管理局などの関連部門との連携をさらに強化し、共同懲戒メカニズムの実施を一層推進する方針である。同時に、信用喪失行為に対する制裁を強化し、知的財産権の保護と市場秩序の維持に努める方針を示している。

(出典：中国保護知識産権網 2025年1月2日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202412/1989855.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家市場監督管理総局、2024年に営業秘密侵害案件を120件処理★★★

中国国家市場監督管理総局（SAMR）の発表によれば、2024年以降、全国の市場監督当局が取り扱った不正競争案件は合計1万1036件に達し、そのうち営業秘密侵害に関する案件は120件に上った。

営業秘密の保護は、公平で健全な市場競争環境を築くための重要な課題とされている。同総局は、不正競争行為の特別取締活動を長年にわたり実施し、規制の強化を図ってきた。特に、科学技術型企業、民間企業、外資系企業を含む多様な企業の営業秘密を保護するため、侵害行為の摘発に力を入れている。これにより、公平な市場競争の確保に向けた取り組みが進んでいる。

最近、同総局は取り扱った営業秘密侵害案件の中から、5件の典型的な事例を公表した。事例の概要是以下の通りである。

1. 劉氏及び北京捷欧分析儀器有限公司などによる営業秘密侵害事件（北京市通州区）
2. 陸氏による営業秘密侵害事件（上海市普陀区）
3. 無錫沃徳自動車部品有限公司などによる営業秘密侵害事件（江蘇省蘇州市太倉市）
4. 陳氏による営業秘密侵害事件（浙江省杭州市）
5. 広東聖千科技有限公司による営業秘密侵害事件（広東省広州市番禺区）

(出典：中国保護知識産権網 2025年1月9日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202501/1989984.html>

【華北地域】

★★★1. 北京警察、知財分野での犯罪取り締まり強化 200件超を摘発★★★

北京市公安局の環食薬旅（環境・食品・薬品・観光）総隊の担当者は、1月9日の記者会見で、2024年に北京市で環境、食品、薬品、観光分野および知的財産分野において計660件以上の刑事事件を解決し、2300人以上の犯罪嫌疑者を刑事拘留したことを明らかにした。そのうち、知的財産権分野における刑事事件は200件を超えるという。

同担当者は、今年1年間で、市民の関心を集め、イノベーションに影響を与え、市場秩序を乱すような知的財産権分野での違法行為や犯罪を取り締まるために、「護苗2024」や「剣網2024」などの特別活動を積極的に推進し、侵害や偽造、営業秘密の盗用などの犯罪行為に対して厳格な取り締まりを行ったことを説明した。

さらに、環食薬旅総隊は、知的財産権の保護、市場監視の強化、業界や企業との協力体制の構築を進め、80人規模の知的財産権警察・企業連絡官チームを編成した。また、市および区の2レベルで「知的財産権保護警察官・企業連絡センター」を設立し、北京市企業保護リストを作成するなど、様々な施策を講じている。「知的財産権警察官が企業の安全を守る」という目標の実現に向け、引き続き努力している。

(出典：中国保護知識産権網 2025年1月10日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202501/1990015.html>

【華東地域】

★★★3. 上海市場監督管理局、「知的財産保護」特別行動の典型的な事例を公表★★★

2024年、上海市市場監督管理局は、「知的財産保護」をテーマにした特別行動を実施し、商標、特許、地理的表示、そして出願代理分野での違法行為を厳しく取り締まってきた。最近、同局は、本活

動の中で取り締まった 10 件の典型的な事例を公表した。これらの事例には、多くの有名国際ブランドの商標が侵害されたケースが含まれており、「Zippo」や「ロールスロイス」、「ZESPRI」などがその代表例である。

特に注目すべきは、浦東新区知識産権局が取り扱った、Zippo 商標の侵害に関する侵害事件である。当事者は「Zippo」商標のライターを購入後、自ら図柄を印刷したり、別途購入した外装を付け加えるなどの加工を施した上で販売を行っていた。また、商標権者の許可なしに「Zippo」ライターに対する彫刻や刻印サービスを提供していたことも確認された。このため、取締当局は、侵害商品を没収し、8 万元の過料を科す措置を取った。

当事者は、「購入したのは正規の Zippo ライターであり、加工後に販売したのも正規品であるため侵害には当たらない」と抗弁した。しかし、取締当局はこの抗弁を退けた。商標権における「権利の消尽原則」は、購入時の正規品と転売時の商品が「同一性」を保っていることが前提となる。この「同一性」とは、商標の識別機能や品質保証機能を損なわないことを意味する。今回のケースでは、当事者が行った加工や改装は商品に実質的な変化をもたらし、もはや「同一性」を保持していないと判断された。そのため、当事者の行為は合法的な再販売には該当しないと結論付けられた。

(出典：上海市市場監督管理局 Wechat 公式アカウント 2025 年 1 月 7 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/O5kaqTlul7RZ4j7ijHm5UQ>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 外資導入が過去最高を記録=R&D やイノベーション分野への投資加速★★★

中国商務部が発表したデータによれば、2024 年 1 月から 11 月までの全国の実行ベース外資導入額は 7497 億元（1 元は約 21.5 円）に達し、新設の外資系企業数は前年同期比 8.9% 増の 5 万 2379 社となった。この数値は同期として過去最高を記録した。

多くの外資系企業が中国における研究開発 (R&D) やイノベーション分野への投資を進めている。たとえば、米国の製薬大手イーライリリー、ドイツの化学大手バイエルは、北京に新たな R&D センターを設立した。また、フォルクスワーゲンは 25 億ユーロを投資して、安徽省合肥市の生産・イノベーション拠点を拡張する計画である。さらに、米アップルは上海と深センで応用研究施設を拡大および新設すると発表した。エレベーター大手の米オーチスも上海 R&D センターに世界最大規模の研究開発チームを設置している。

特に注目されるのは、ハイテク分野への投資加速と投資構造の最適化である。2024 年 1~11 月、ハイテク製造業の外資導入額は全国の外資導入実績の 11% を占めた。その中でも、医療機器製造業が前年同期比 53.4% 増、コンピューターおよびオフィス設備製造業が同 39.1% 増、専門技術サービス業が同 19% 増と大幅な成長を見せている。

外資系企業のこうした積極的な進出は、中国市場に対する信頼を象徴している。中国ドイツ商会が発表した「2024~2025 年度ビジネス信頼感調査報告書」によれば、中国のイノベーション市場としての魅力は持続的に高まりを見せており、回答したドイツ企業の過半数が今後 2 年以内に対中投資を拡大する意向を示した。また、92% のドイツ企業が引き続き中国市場に注力すると答えていた。

(出典：中国政府網 2025年1月10日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202501/content_6997637.htm

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 北京亦莊の企業、PCT国際特許出願で全国首位を維持★★★

北京経済技術開発区（北京亦莊）の科学技術・産業促進局は、2023年1月から10月までの期間に、同区企業によるPCT（特許協力条約）国際特許出願件数が1174件に達し、全国の経済技術開発区で首位を維持していることを明らかにした。

北京亦莊には10万社以上の企業が集まり、技術革新の成果が顕著だ。同期間中、特許登録件数は1万1725件に達し、前年同期比で21.26%増加。また、有効特許数は2万6166件となり、前年同期比41.2%の増加を記録した。

代表的な企業の一つである京東グループ（JD.com）は、海外特許出願を知財戦略の柱とし、これまでに約1500件のPCT国際特許を出願した。出願範囲はビッグデータ、AI、クラウドコンピューティング、インテリジェント・サプライチェーンなど多岐にわたり、特許はアメリカ、日本、ヨーロッパ、シンガポール、ロシアなど10か国以上に展開されている。

また、同開発区では企業の知財活動支援のため、海外知財サービス機関の誘致を強化している。2023年には、フランスのLLR知的財産事務所が北京市で初めての外国特許代理機関として設立され、中国企業向けにヨーロッパ市場での知財保護戦略に関する研修やコンサルティングを提供している。EUの特許や商標出願、知財訴訟、仲裁、契約交渉などのサービスも展開している。さらに、中国企業と連携し、ヨーロッパ企業が中国市場での知財保護を適切に進められるよう支援を行っている。

(出典：北京市政府公式サイト 2025年1月13日)

https://kfqgw.beijing.gov.cn/zwgkkfq/yzxwkkfq/202501/t20250113_3987156.html

★★★2. 浙江省、企業創造力ランキングトップ100を発表＝特許登録数と革新力が増加★★★

浙江省知的財産協会は、2023年の「浙江省企業創造力ランキング トップ100」を発表した。同協会は、有効特許数、高価値特許数、過去3年間の特許登録数などの主要指標を基に、浙江省内の企業の創造力を定量的に評価した。

トップ100企業が過去3年間に登録した特許の総数は3.11万件に達し、前年比で25%増加しており、全省平均を16.1ポイント上回る増加率を記録した。また、高価値特許が有効特許に占める割合は50.1%で、全省平均を17.1ポイント上回っており、際立った革新力を示している。

ランキングに名を連ねた企業の8割以上は、次世代情報技術をはじめとする3つの主要技術分野に集中しており、特に杭州と寧波の企業には顕著な集積が見られる。さらに、トップ100企業の国際競争力も向上しており、実際に輸出入を行っている企業は79社に上り、昨年より17社増加した。これらの企業が保有する高価値特許は、トップ100企業全体の73.1%を占め、国際市場での競争力を示している。

(出典：国家知識産権戦略網 2025年1月6日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=55941>

○ 統計関連

★★★1. 昨年 1~11 月、全国の知的財産権使用料の輸出入総額が 3564 億元★★★

2024 年 1 月から 11 月までの全国における知的財産権使用料の輸出入総額は 3564.1 億元に達し、前年比で 6.6% の増加を記録した。これにより、知的財産権の活用による経済的な効果がさらに顕著に現れていることが明らかとなった。

中国では、「専利（特許、実用新案、意匠）の転換活用の特別行動」が全面的に推進されており、全国の 2700 以上の大学や研究機関が 134.9 万件の保有専利に対して棚卸しと価値分析を実施し、転換可能な専利リソースのデータベースを構築した。その上で、45 万社の企業とマッチングを行った。

2024 年、中国における専利の譲渡・ライセンス登録件数は 61.3 万件に達し、前年比で 29.9% の増加を記録した。このうち、大学や研究機関による譲渡・ライセンス登録件数は 7.6 万件で、前年比 39.1% の増加となっている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 9 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202501/1989958.html>

★★★2. 2023 年の著作権産業付加価値が 9.38 兆元 対 GDP 比が 7.44%★★★

中国国家版権局（NCAC）の指導の下、中国新聞出版研究院が作成した「2023 年中国著作権産業経済貢献調査報告書」によると、2023 年における中国の著作権産業の付加価値は 9.38 兆人民元に達し、前年比 4.52% 増加した。これは国内総生産（GDP）の 7.44% を占め、前年より 0.03 ポイントの上昇を示している。

また、この中で核心著作権産業の付加価値は 5.92 兆元に達し、前年比 4.71% 増加し、GDP の 4.70% を占める結果となった。2019 年から 2023 年にかけて、著作権産業の付加価値は 7.32 兆元から 9.38 兆元に成長し、GDP に占める割合は 7.39% から 7.44% に 0.05 ポイントの上昇を見せた。

特に、ソフトウェアおよび情報技術サービス、デジタル出版、放送・テレビ、ネットワーク視聴、映画などの業界が良好な発展を遂げており、これらの分野が中国の著作権産業の高品質な成長を強力に後押ししている。

さらに、著作権産業は雇用の安定を維持する上でも積極的な役割を果たしている。2023 年には、著作権産業における都市部の雇用者数が 1573.99 万人に達し、全国の都市部雇用者総数の 9.62% を占めた。また、著作権貿易は安定した成長を見せ、昨年の商品輸出額は 4146.13 億ドルとなり、商品輸出全体の 12.27% を占めている。

(出典：中国知識産権資訊網 2024 年 12 月 31 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141222

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご关心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国IPGウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国IPG事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/news/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved